

犯罪予防や安全確保のためのカメラ画像利用に関する有識者検討会 開催要綱（案）

1. 目的

顔識別機能付きカメラの高性能化及び低価格化に伴い、事業者が容易に、犯罪予防や安全確保のために、顔識別機能付きカメラを利用することが可能となっている。

顔識別システムは、カメラ画角内に特定の人物が存在しているか瞬時に自動で把握できることから、犯罪予防の観点からは有効なシステムである。他方、遠隔で個人を識別することが可能であるという技術的特性上、その運用次第では、受忍限度を超える個人のプライバシー侵害等を生じさせるリスクをはらむ。

このような犯罪予防や安全確保のためのカメラ画像の利用については、我が国においては未だ社会的なコンセンサスが形成されておらず、また海外においても、適切な利用の在り方が模索されている状況にある。

当委員会としては、これまでも、顔識別機能付きカメラ利用に係る一定の考え方を示しているところではあるが、上記のような内外の動向も踏まえ、公共空間における犯罪予防や安全確保のためのカメラ画像の適正な利用の在り方について、包括的に整理を行うこととする。

2. 検討事項

- ・顔識別システムの利用が有効かつ必要であると考えられる場面
- ・個人情報保護法に基づいて求められる対応
- ・事業者の自主的取組として推奨される対応
- ・その他推奨される取組（認定個人情報保護団体制度の活用等）

3. 構成員

別紙参照

4. 検討会の運営

- ・検討会に座長を置く。
- ・検討会は、原則として非公開とする。
- ・議事概要については、案を事務局において作成し、参加者の確認を受けた上で公開する。
- ・配布資料については原則公開する。ただし、座長が必要と認める時は非公開とすることができる。
- ・座長が必要と認めるときは、構成員以外の者の出席を求めることができる。
- ・このほか、検討会の運営に関し必要な事項は座長が定める。

5. 運営事務局

- ・検討会に係る運営事務は、個人情報保護委員会事務局個人情報保護制度担当室が行う。

(別紙)

犯罪予防や安全確保のためのカメラ画像利用に関する有識者検討会
構成員名簿

【構成員（五十音順）】

| | |
|--------|--------------------|
| 生貝 直人 | 一橋大学大学院法学研究科准教授 |
| 石井 夏生利 | 中央大学国際情報学部教授 |
| 遠藤 史啓 | 神奈川大学法学部准教授 |
| 菊池 浩明 | 明治大学総合数理学部専任教授 |
| 宍戸 常寿 | 東京大学大学院法学政治学研究科教授 |
| 新保 史生 | 慶應義塾大学総合政策学部教授 |
| 巽 智彦 | 東京大学大学院法学政治学研究科准教授 |
| 星 周一郎 | 東京都立大学法学部教授 |
| 森 亮二 | 英知法律事務所弁護士 |
| 山本 龍彦 | 慶應義塾大学大学院法務研究科教授 |

【オブザーバー】

警察庁
総務省
法務省
経済産業省
国土交通省